

守谷市市有財産（土地）売払い一般競争入札に関する公告

守谷市市有財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

守谷市長 松丸 修久

1 土地

物件 番号	土地の所在地	地目 （公 簿）	地積 （公 簿） （㎡）	最低売渡価格 （円）	備考
1	守谷市百合ヶ丘三丁目字向原 237 番 1	雑種地	393	37,335,000	

※土地の概要及び制限の内容については、守谷市役所管財課管財グループへお問い合わせください。 電話：0297-45-1795（直通）

2 違約金の支払い

第 1 項の土地を買い受けた者は、守谷市土地の一般競争入札実施要項第 14 条及び第 15 条の規定に違反したときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払わなければならない。

3 実地調査

市長は、必要があると認めるときは、土地の利用状況について実地調査を行うことができる。

4 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から 2 年を経過していないもの
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定がされていないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供するために土地を取得しようとする者
- (6) 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 条）第 5 条第 1 項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員

- (8) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領(平成6年規程第10号)に基づく指名停止措置を受けている者。

5 入札心得及び契約条項を示す場所

守谷市役所 2階 総務部管財課

6 入札参加申込期間

入札に参加しようとする者は、次に掲げる場所及び期間に、所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年12月8日(月)から令和7年12月15日(月)まで
ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

守谷市役所 2階 総務部管財課

(4) 提出書類

ア) 市有財産(土地)一般競争入札参加申込書(様式第2号)

イ) 誓約書(様式第4号)

ウ) (個人の場合)住民票抄本・印鑑登録証明書・身分証明書(本籍地の市区町村で発行する証明書) 各1通

エ) (法人の場合)登記事項証明書・印鑑証明書 各1通

オ) 委任状(様式第3号)(代理人による入札及び契約を希望する場合)

7 入札書提出期間及び提出方法

入札の回数は1回とし、入札書は郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参により受け付けます。

(1) 提出期間

令和7年12月8日(月)から令和7年12月17日(水)まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出先

守谷市役所 2階 総務部管財課

(4) 提出書類

ア) 入札書(様式第5号)

イ) 入札保証金を納付した納付書の写し

※封緘方法については、別紙申込み要領を確認すること。

8 開札の場所及び期日

(1) 開札場所

守谷市役所 1階 大会議室

(2) 開札日時

令和7年12月19日(金) 午前10時

(3) その他

開札の立会を希望する者は、開札時刻の10分前までに参集すること。

なお、開札への立会は、入札者本人又はその代理人の1人とします。

9 入札の無効

第4項に規定する入札に参加することができない者のした入札及び次の各号に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 市有財産（土地）一般競争入札参加申込書及び誓約書を市長の指定する期日までに提出しないとき。
- (2) 入札書提出期限までに入札保証金を納付しないとき。
- (3) 入札金額が最低売渡価格に達しない入札又は入札保証金の20倍を超える入札
- (4) 入札書の金額その他必要事項を確認し難いとき、又は入札書に記名押印がないとき。
- (5) 入札書を2通以上提出したとき。
- (6) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をしたとき。
- (7) 入札書の金額を訂正したとき。
- (8) 入札書が鉛筆で書かれているとき。
- (9) 入札について不正の行為があったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 落札者の決定

落札者は、最低売渡価格以上の有効札のうち最高の価格での入札者とする。最高価格の入札者が複数あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務に関係しない本市の職員に代理でくじを引かせて落札者を決定します。

11 入札保証金

入札者は、見積もる額の100分の5以上の入札保証金を入札申込期間内に納付すること。なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

※見積もる額の100分の5以上であり、最低売渡価格の100分の5以上ではないので注意すること。

12 契約保証金

落札者は、売買契約にあたり、契約保証金として契約金額の100分の10以上で100分の20以下（入札保証金を含む。）の金額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を市が発行する納入通知書により、市が指定する日までに守谷市指定金融機関等に納入する。

なお、契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときは、守谷市に帰属する。

13 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の指定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

14 契約の締結及び売買代金の支払い方法

落札者は、市の定めた土地売買契約書により契約を締結し、売買代金を市が発行する納入通知書により、市の指定する日までに市指定金融機関等に納入するものとする。

15 その他事項

- (1) 落札者は、本件土地の引渡日から2年を過ぎる日まで、売買、贈与等により所有権の移転をしてはならない。
- (2) この公告に定めるもののほか、必要事項は、申込み要領、重要事項説明書、土地売買契約書等に定めるものとする。